

**基本保育料**(平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料)

基本保育料は、次の表により決定します。

(豊田市保育料徴収額表)

階層	税額等による階層区分		基本保育料【月額】		
	基準年分所得税額	基準年度 市民税額	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	(生活保護世帯)		0円		
B	01 02	非課税 (0円)	非課税 (0円)	0円	
C	01	非課税 (0円)	課税 (1円以上)	4,000円 (2,600円)	0円
D	01	10,000円未満		7,000円 (4,500円)	1,000円 (600円)
	02	10,000円以上 20,000円未満		13,000円 (8,400円)	7,800円 (5,000円)
	03	20,000円以上 50,000円未満		18,000円 (11,700円)	12,000円 (7,800円)
	04	50,000円以上 70,000円未満		31,000円 (20,100円)	
	05	70,000円以上 120,000円未満		39,000円 (25,300円)	
	06	120,000円以上 280,000円未満		42,000円 (27,300円)	
	07	280,000円以上		47,000円 (30,500円)	

- ① ( )内の金額は、夏休み期間中(7/21~8/31)こども園を利用しない場合の7月の保育料。
- ②「基準年」は平成26年4月分から6月分保育料については「平成24年」をあてはめ、平成26年7月分から翌年3月分保育料については「平成25年」をあてはめる。
- ③母子(父子)世帯または在宅障がい児(者)のいる世帯でB階層に認定された場合は、B02階層とする。
- ④3歳未満児の属する世帯が、母子(父子)世帯または在宅障がい児(者)のいる世帯でC階層に認定された場合は、上記表にかかわらず表1のとおりとする。

【表1】

階層区分	基本保育料【月額】
C02	3歳未満児
	3,000円 (1,900円)

- ⑤C階層からD07階層までの区分に属する世帯で、2人以上の就学前児童を養育している場合における在園児の基本保育料は次のとおりとする。
  - ア 最も学齢が高い児童は全額
  - イ 次に学齢が高い児童は半額
  - ウ 上記以外の児童は0円
- ⑥保育料算定の際、所得税額は次のように計算する。
  - ・ 住宅借入金等特別控除などは適用しない(P10参照)。
  - ・ 16歳未満の扶養親族の人数に38万円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の人数に25万円を乗じて得た額を所得から控除する(各人数は税申告等に基づく)。
- ⑦その他「豊田市児童福祉法施行細則」の定めによる。